

石巻市国民保護計画

石巻市

第1編 総 論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 計画の根拠	1
2 市の責務	2
3 市国民保護計画に定める事項	3
4 計画の基本的な考え方	3
5 市国民保護計画の構成	3
6 市国民保護計画の見直し、変更手続	4
第2章 国民保護措置に関する基本方針	5
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	7
1 国民保護措置の基本的な仕組み	7
2 関係機関の事務又は業務の大綱	8
第4章 市の地理的、社会的特徴	11
1 位置及び地形	11
2 気候	12
3 人口	12
4 道路の位置等	13
5 鉄道、港湾の位置等	14
6 自衛隊施設	14
7 原子力発電所	14
8 国民保護措置を実施する上での地域的特徴	14
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	15
1 武力攻撃事態	15
2 緊急対処事態	18
第2編 平素からの準備	19
第1章 市における組織・体制の整備等	19
1 市の組織・体制	19
2 消防機関の体制	21
3 国民の権利利益の救済に係る手続等	21
第2章 関係機関との連携体制の整備	23
1 基本的考え方	23
2 県との連携	23
3 近接市町との連携	23
4 指定公共機関等との連携	24
5 自主防災組織・ボランティア団体等に対する支援	24
第3章 通信体制の整備	25
1 通信連絡系統	25
2 非常通信体制の整備	26

3 非常通信体制の確保	26
第4章 情報収集・提供等の体制整備	27
1 基本的考え方	27
2 警報等の伝達に必要な準備	27
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	29
第5章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処体制の整備	31
1 避難に関する基本的事項	31
2 避難実施要領のパターンの作成	32
3 救援に関する基本的事項	32
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	32
5 避難施設の指定への協力	33
6 生活関連等施設の把握等	33
第6章 物資及び資材の備蓄、整備	34
1 市における備蓄	34
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	34
第7章 国民保護に関する研修・訓練・啓発	36
1 研修	36
2 訓練	36
3 国民保護措置に関する啓発	37
4 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	38
第3編 武力攻撃事態等への対処	39
第1章 事態対処の全体概要及び対処準備	39
第1 対処の全体概要	39
1 事態対処の段階区分	39
2 突発的に事態が発生した場合	39
3 事態対処の各段階に応ずる措置の主な内容	40
第2 対処の準備	41
1 対処準備に関わる主要な措置	41
2 対処準備に関わる関係機関等の役割分担	42
3 市の住民避難誘導準備	42
第2章 事態対処の実施体制	44
第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	44
1 市対策本部設置前における緊急事態対策本部等の設置及び初動措置	44
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	45
第2 市対策本部の設置等	47
1 市対策本部の設置	47
2 通信の確保	53

第3章 関係機関相互の連携	54
1 国・県の対策本部との連携	54
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	54
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	55
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	55
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	56
6 市の行う応援等	56
7 ボランティア団体等に対する支援等	56
8 住民への協力要請	57
第4章 警報及び避難の指示等	58
第1 警報の伝達等	58
1 警報の内容の伝達等	58
2 警報の内容の伝達方法	59
3 緊急通報の伝達及び通知	60
第2 避難住民の誘導等	61
1 避難の指示の通知・伝達	61
2 避難実施要領の策定	61
3 避難住民の誘導	63
第5章 救援	67
1 救援の実施	67
2 関係機関との連携	67
3 救援の内容	68
第6章 安否情報の収集・提供	69
1 安否情報の収集	69
2 県に対する報告	70
3 安否情報の照会に対する回答	70
4 日本赤十字社に対する協力	71
第7章 武力攻撃災害への対処	72
第1 武力攻撃災害対処の基本的事項	72
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	72
2 武力攻撃災害の兆候の通報	72
第2 応急措置等	73
1 退避の指示	73
2 警戒区域の設定	74
3 応急公用負担等	75
4 消防に関する措置等	75
第3 生活関連等施設における災害への対処等	78
1 生活関連等施設の安全確保	78
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	78

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	80
1 武力攻撃原子力災害への対処	80
2 NBC攻撃による災害への対処	82
3 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	84
第8章 被災情報の収集及び報告	85
1 被災情報の収集及び報告	85
第9章 保健衛生の確保その他の措置	86
1 保健衛生の確保	86
2 廃棄物の処理	87
第10章 国民生活の安定に関する措置	88
1 生活関連物資等の価格安定	88
2 避難住民等の生活安定等	88
3 生活基盤等の確保	88
第11章 特殊標章等の交付及び管理	90
1 特殊標章等の意義等	90
第4編 復旧等	92
第1章 応急の復旧	92
1 基本的考え方	92
2 公共的施設の応急の復旧	92
3 輸送路の確保に関する応急の復旧等	93
第2章 武力攻撃災害の復旧	94
1 国における所要の法制の整備等	94
2 市が管理する施設及び設備の復旧	94
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	95
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	95
2 損失補償及び損害補償	95
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	95
第4章 避難住民の復帰	96
1 避難の指示解除の基本的な考え方	96
2 復帰住民の救援に関する措置	97
第5編 緊急処理事態への対処	98
1 緊急処理事態	98
2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達	98

第1編 総 論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、市の区域において、武力攻撃事態や多数の市民を殺傷するテロ等の事態が発生した場合、住民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市の経済への影響を最小となるよう、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処などを行う、「国民の保護のための措置」を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 計画の根拠

(1) 本計画の根拠

本計画は、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）及び宮城県国民保護計画（平成18年3月31日閣議決定。以下「県国民保護計画」という。）に基づき策定する。

(2) 国民保護法の概要

ア 位置付け

国民保護法は、「武力攻撃事態等におけるわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の実施を目的として、平成16年6月に整備された法律である。（資料編「武力攻撃事態等への対処に関する法制概要」参照）

イ 目的

国民保護法は、武力攻撃事態等において、国の基本的な方針に基づき、国、都道府県、市区町村、関係機関と連携し、国民の生命、身体及び財産の保護、国民生活、国民経済に及ぼす影響の最小化を図ることを目的とする。

(3) 国民保護措置の実施

ア 政府の措置

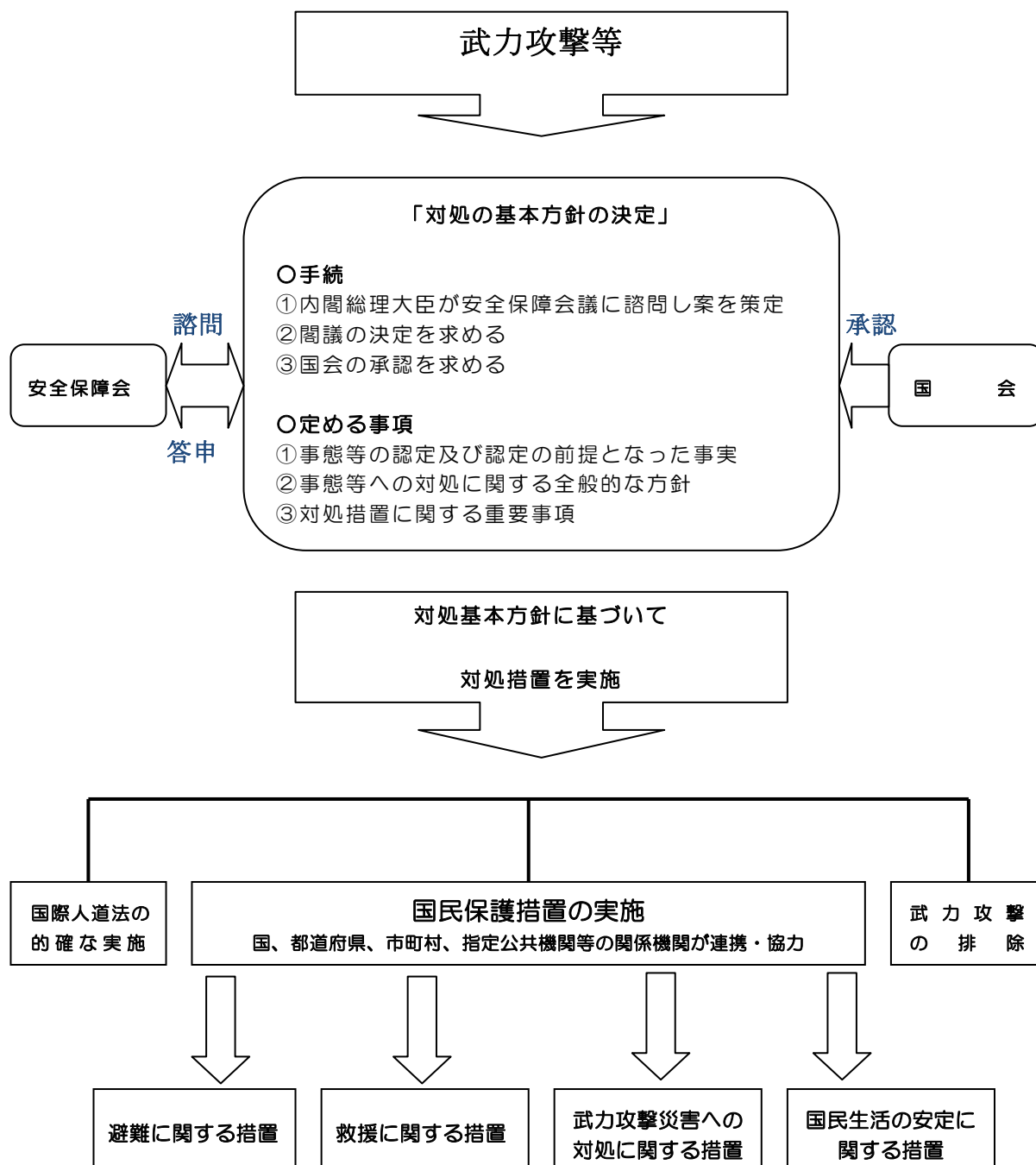
武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に至った時、政府は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針を定め、内閣総理大臣を本部長とする武力攻撃事態対策本部（以下「国の対策本部」という。）を設置し、国民保護措置を総合的に推進する。

イ 都道府県及び市町村の措置

都道府県及び市区町村は、閣議決定による設置指定に基づき、それぞれの首長を本部長とする国民保護対策本部を設置して、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

武力攻撃等の発生から、国民保護措置の実施までの基本的な対処の流れは次のとおり。

国民保護措置の実施概要



2 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において国民保護法、その他の法令等及び石巻市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）の定めるところにより、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国

民保護措置を的確かつ迅速に実施して、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

3 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

4 計画の基本的な考え方

(1) 事態等に応じた対処、平素からの備えの大枠を示す方針

本計画は、「武力攻撃事態等において実施する国民保護措置」、「平素からの備え」に関する方針である。

市は、本計画に基づき、具体的な運用基準、体制、関係機関との協定等を速やかに整備する。

(2) 武力攻撃事態等の類型全体に通じる対処の基本

本計画は、国及び県が想定する武力攻撃事態等の類型を対象に、それらへの対処の基本を示すとともに、事態類型ごとの留意事項等を記したものである。

(3) 事態認定前の突発的な事態にも対処

本計画は、突発的にテロ等が発生する場合を想定し、政府による事態認定前における対処についても示す。

この場合、市は、市民等の生命を守ることを第一義として、災害対策基本法など既存の法制を活用し、避難誘導などの措置を迅速に行う。

(4) 災害対策の仕組みを最大限に活用

本計画は、武力攻撃事態等に迅速かつ円滑に対処するため「石巻市地域防災計画」(以下「防災計画」という。)等により構築された災害対策の仕組みを最大限に活用する。

市は、国民保護措置を実施するための組織、体制の整備、救援物資等の備蓄、訓練の実施等に当たり災害対策の仕組みとの有機的な連携に配慮する。

5 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの準備

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

別冊 「避難実施要領のパターン(避難誘導マニュアル)」

6 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たり、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しなければならないが、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

なお、協力の要請に当たっては強制にわたることがあってはならない。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

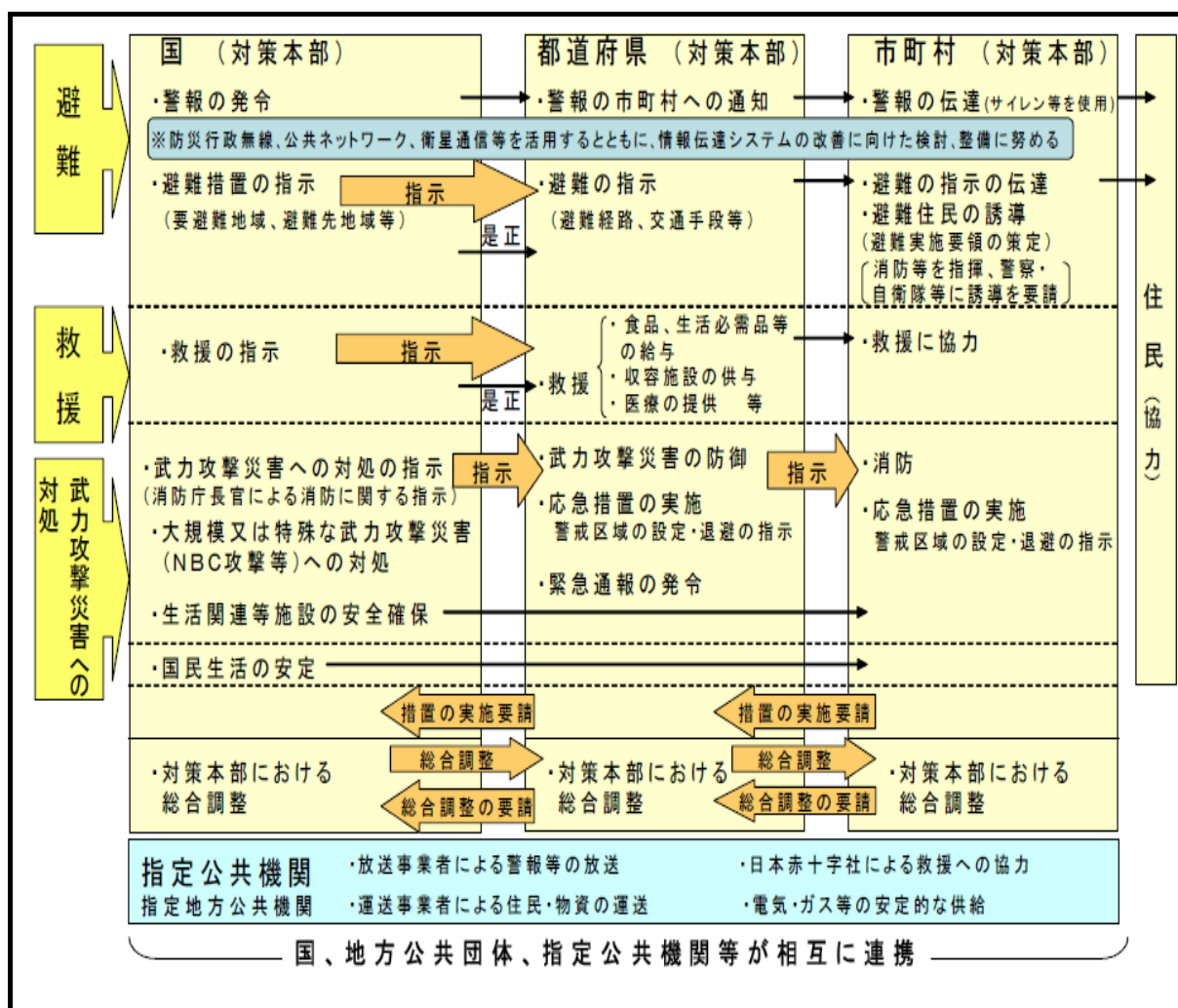
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置の基本的な仕組み

国民の保護に関する措置の仕組み



2 関係機関の事務又は業務の大綱

市並びに関係機関は、国民保護措置について、次に掲げる事務又は業務を処理する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、避難の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との調整 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
東北防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東北総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の管理監督、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東北財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の実施 3 普通財産の無償貸付け 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会い
横浜税関塩釜税関支署 〃 仙台空港税関支署	輸入物資の税関手続
東北厚生局	救援等にかかわる情報の収集及び提供
宮城労働局	被災者の雇用対策
東北農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
東北経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部 東北支部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
東北地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
東北運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の保安
東北航空局 仙台空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
仙台管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第二管区海上保安本部	1 船舶内に存する者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連施設の安全確保に係わる立ち入り制限区域の指定等

	4 海上における警戒区域の設定等及び避難の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
東北地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時設置に係わる協力 2 通信の確保及び国民の保護措置の実施に必要な通信の優先的取り扱い
ライフライン事業者	1 電気の安定的供給 2 ガスの安定的供給 3 水の安定的供給
郵便事業株式会社	郵便の確保
医療関係事業者	医療の確保
日本赤十字社	1 救援の協力 2 安否情報の収集、整理及び報告
日本銀行	1 銀行券の発行 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な実施による信用秩序の維持
道路管理者	被災時における高速道路等の公共土木施設の応急復旧

※ 県及び関係機関等の連絡先は資料編に示す。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとする。

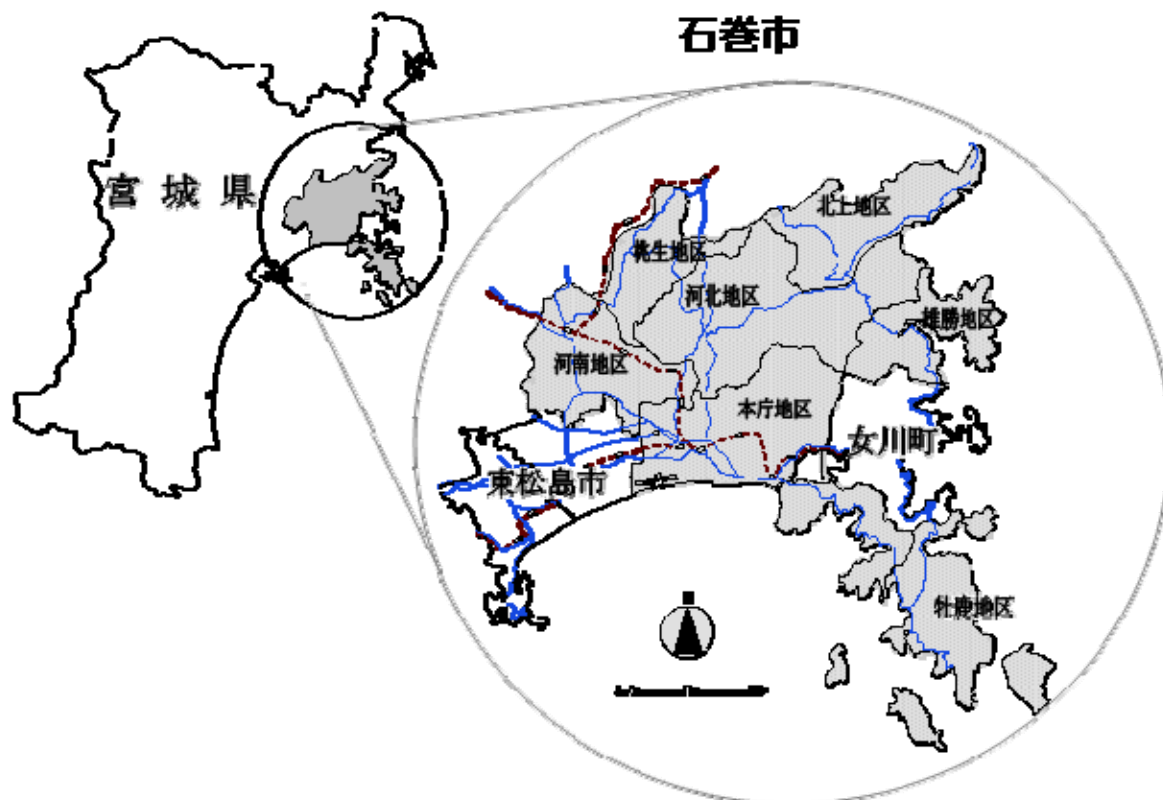
国民保護措置の実施に当たり、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等は以下のとおりである。

1 位置及び地形

本市は、宮城県の北東部に位置し、東は一部女川町に接するとともに太平洋に面し、西は田園地帯の中で定川を境に東松島市、美里町、涌谷町、北は北上山系の南延長にあたる緩やかな丘陵地帯を境に登米市及び南三陸町と接し、南部は石巻湾を経て太平洋に面している。

地形の特徴としては、市の中心部を北上川が南北に貫いて石巻湾に至り、この北上川を境として市の東部を、北上山系に連なる緩やかな丘陵地帯及び三陸リアス式海岸が岩手県から牡鹿半島、金華山まで連なっている。北上川の西部は、仙北平野とも呼ばれる一部低地帯であり、我が国有数の米作地帯となっている。市の南部は、県下有数の重要港湾石巻工業港があり、また、工業港から西に隣接する、東松島市の大曲浜、奥松島に至る海岸は、約10キロメートルに及ぶ砂浜の海岸となっている。

位 置 図



2 気候

南東北に位置する宮城県は、四季を通じて気候の変化が明瞭に現れ、特に内陸部では冬は厳寒、かつ、降雪量が多いが、県の北東部の沿岸部に位置する本市は、東部から南部にかけて太平洋に面し、日本列島の南を北上する黒潮の影響を受けて、降雪量も少なく、宮城県の中では、一年を通じて比較的温暖な気候にある。

3 人口

人口は、市の中央部を貫く旧北上川周辺から東松島市にいたる西部地域に集中しており、北部から東部にかけての緩やかな丘陵地帯と、北上側及びその支流に挟まれた地域、更に、牡鹿半島にかけて集落が点在し、人口もこれに伴って、散在する形となっている。

人口、世帯数及び面積は、以下のとおりである。

		人 口 (人)			世帯数 (戸)	面積 (平方 km)
		男	女	計		
石 巻 市		78,800	84,535	163,33	60,795	555.78
内 訳	本 庁	54,489	58,722	113,211	44,731	137.45
	河北総合支所	5,850	6,171	12,021	3,637	125.09
	雄勝総合支所	2,072	2,313	4,385	1,652	46.12
	河南総合支所	8,347	8,971	17,318	5,459	69.33
	桃生総合支所	3,823	4,060	7,883	2,306	43.82
	北上総合支所	1,913	2,009	3,922	1,151	60.98
	牡鹿総合支所	2,306	2,289	4,595	1,859	72.99

※人口、世帯数：平成22年7月末日住民基本台帳

※面積：平成21年10月1日全国都道府県市区町村別面積調

(1) 人口の将来予測

昭和60年以降、石巻地域の人口は減少が続き、平成17年には167,324人となっている。国勢調査の結果を基にコーホート変化率法により、雇用の場の確保や少子化対策等を充実することにより新市の総人口を推計してみると、平成28年には154,800人となり、平成17年に比べ7.5%の減少と予測される。

年少人口は減少にやや歯止めがかかるものの、少子化の影響が顕著に現れ、さらに、生産年齢人口も減少となるが、これに対して、老年人口は増加を続けることが予測される。

人口（年齢階層別）推計

(単位：人、%)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成23年	平成28年
総 人 口 (増 減 率)	182,911 (△2.0)	178,923 (△2.2)	174,778 (△2.3)	167,324 (△4.3)	160,600 (△4.0)	154,800 (△3.6)
年 少 人 口 (0～14歳)	35,477	29,812	25,909	22,868	22,900	23,500
生産年齢人口 (15～64歳)	122,557	118,746	112,883	104,152	94,400	85,700
老 年 人 口 (65歳以上)	24,609	30,365	35,982	40,304	43,300	45,600

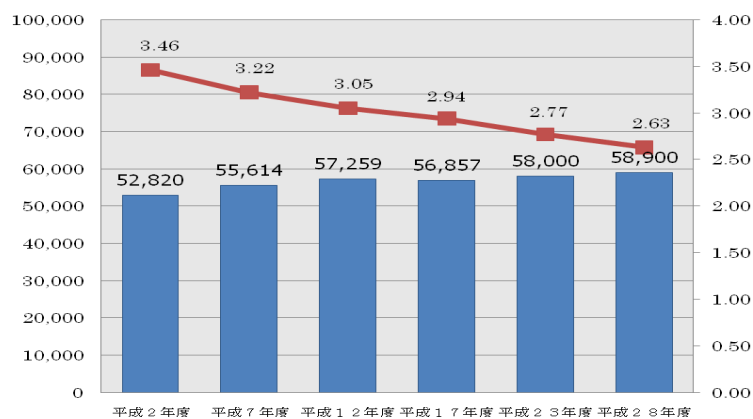
注) 総人口実績には年齢不詳を含み、年齢階層別の和が総数と一致しない。

推計人口は50人単位で調整、概数化

(2) 世 帯

石巻地域の世帯数は、平成17年に56,857世帯と一時的に減少したが、全体的には核家族化の進展等によって増加する傾向にあり、平成28年で58,900世帯と推計される。一方、少子化の進行や高齢者世帯の増加等により、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成28年で2.63人と推計される。

世帯数・1世帯当たりの人員の推計



4 道路の位置等

道路は、本市を縦貫する国道45号、仙台から東松島市、本市を経て南三陸町に繋がる三陸縦貫自動車道が幹線道路であり、市の中央部から北西方面に延びる県道108号が大崎市と、また、市の海岸線沿いに延びる県道398号が南三陸町を経て岩手県へと繋がっている。

原子力発電所の所在する牡鹿半島は、県道牡鹿半島公園線（コバルトライン）が半島中央部を縦貫し、女川町と本市鮎川町を繋ぎ、沿岸部は市道により本市中央部及び女川町に繋がっている。



5 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、ＪＲ東日本仙石線が、仙台から本市まで、同石巻線が女川町及び美里町へ開通している。

港湾は、本市南西部にあり、岸壁は、水深１３ｍ、４万トンクラスの船舶が寄港可能な重要港湾として立地している。

6 自衛隊施設

自衛隊施設としては、航空自衛隊松島基地が、市の西部に隣接する東松島市南東部に所在し、飛行場設備を有している。

陸上自衛隊は、市地域に施設はないものの、第６師団（山形県所在）指揮下の第２２普通科連隊（多賀城市所在）が市地域について担当している。

7 原子力発電所

市東部の牡鹿半島には、東北電力女川原子力発電所が立地しており、有事には所在地の女川町とともに、本市としても住民の避難に関して、迅速な対応が強く求められる。

8 国民保護措置を実施する上での地域的特徴

本市は、東北に於ける政経中枢の仙台市に近く、原子力発電所及び航空自衛隊基地にも隣接し、また、地形的にも、東北太平洋側における大部隊の着上陸に適した地形地域に隣接している。

また、人口形成上、国全体の傾向に同じくして高齢化少子化の傾向にあり、事態発生時の避難実施計画作成上、要援護者対策を強く求められる。

さらに、人口分布、点在する集落及び複雑な地形、道路整備状況等に配慮する必要がある。特に、原子力発電所の所在する牡鹿半島は、その複雑な地形及び狭隘な道路等から、点在する集落については孤立する可能性があり、同地域の住民避難に関しては、国及び県の機関との連携が重要な要素となるものと考えられる。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり国及び県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められた事態をいう。基本指針に示された類型ごとの特徴等の概要は以下のとおりである。

(1) 武力攻撃事態の類型

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

(2) 4類型の特徴等の概要

事態の類型	特 徴 等
1 着上陸侵攻	(1) 事態の概要 ○ 侵攻国が侵攻正面における航空優勢を獲得した後、海又は空から地上部隊などを上陸させて、侵攻する事態である。 (2) 特徴 ○ 一般的に国民保護を実施すべき地域が広範になるとともに、その期間が比較的長期にわたることが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、並びに侵攻国の船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を実施することも想定される。 ○ 船舶により部隊を上陸させる場合は、上陸用小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機の離着陸が可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が予想される。 (3) 留意点 ○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃	(1) 事態の概要 ○ ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃であり、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。 (2) 特徴 ○ ゲリラ等はその目的や行動を秘匿するためあらゆる手段を使用するものと考えられ、警察、自衛隊等による監視活動にもかかわらず、事前にその活動を予測あるいは察知することがきわめて困難なため、事態は突発的に発生するおそれがある。 そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

	○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大する恐れがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。 (3) 留意点 ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶ恐れがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示また危険区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。
3 弾道ミサイル攻撃	(1) 事態の概要 弾道ミサイルによる遠距離からの急襲的な攻撃であり、弾頭に大量破壊兵器（核、生物、科学兵器）を搭載して攻撃することも可能である。 (2) 特徴 ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定する事はきわめて困難である。さらにきわめて短時間でわが国に着弾すること予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて被害の様相及び対応が大きく異なる。 ○ 通常弾頭の場合は、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 (3) 留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応による被害の局限化が重要であり、屋内への退避及び消火活動が中心となる。
4 航空攻撃	(1) 事態の概要 重要施設等の破壊を目的に、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃である。 (2) 特徴 ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。 ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフライン施設が目標となることもあり得る。 ○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 (3) 留意点 ○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(3) 特殊な対応が必要となるNBCを使用した攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等の概要は以下のとおり。

種 別	特 徴 等
核兵器等	○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後、放射性降下物（灰）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆風被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は五感で感知できない。
生物兵器	○ 人に感知されることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に、感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、すでに被害が拡大している可能性がある。 ○ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、すでに知られている生物剤か否か当により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ○ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行うことが重要である。
化学兵器	○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定が困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は、地表面に沿って拡散する。 ○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の性質によって異なる。 ○ このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等避難措置を適切にするとともに、汚染者については可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

事 態 例	想 定
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	(1) 事態例 ○ 原子力発電所の破壊 ○ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の破壊 ○ 危険物積載船への攻撃 ○ ダムの破壊 (2) 被害の概要 ア 原子力発電所が攻撃を受けた場合の主な被害 ○ 大量の放射性物質が放出された場合、周辺住民に被爆の恐れがある。 ○ 汚染された飲食物を摂取した住民が被爆する。 イ 石油コンビナート、可燃性ガス等危険物貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ○ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ウ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ○ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 エ ダムが破壊された場合の主な被害 ○ ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	(1) 事態例 ○ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ○ 列車等の爆破 (2) 被害の概要 ○ 爆破による多数の人員被害の発生並びに社会経済活動に重大な支障が発生する恐れがある。
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態。	(1) 事態の例 ○ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○ 炭素病菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○ 市街地におけるサリン等化学剤の大量散布 ○ 水源地に対する毒素等の混入 (2) 被害の概要 ○ それぞれの特性に応じた人的被害及び感染等による二次被害の拡大の恐れがある。
破壊の手段として交通機関等を用いた攻撃等が行われる事態	(1) 事態の例 ○ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ○ 弾道ミサイル等の飛来 (2) 被害の概要 ○ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって、被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

第2編 平素からの準備

第1章 市における組織・体制の整備等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、防災計画との整合性を図りつつ、以下のとおり、職員の動員体制及び参集基準等について定める。

1 市の組織・体制

(1) 24時間対応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため勤務時間外、休日においても消防機関との連携を図って、情報伝達並びに対応措置が速やかに実施できる体制を確保する。

(2) 市の体制及び職員の参集基準

武力攻撃事態等の認定前又は認定後の事態の推移に応じた職員参集基準、職員への連絡手段の設定、職員の参集が困難な場合の対応及び職員の服務基準等について、防災計画並びに市の災害時初動態勢に準じて以下のとおり実施するものとする。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

ア 職員参集基準

配備態勢	参集基準
①緊急事態連絡室態勢 (警戒準備配備に準じた態勢)	本庁各部次長、災害対策本部連絡室要員、各総合支所次長及び防災対策担当課員等による緊急事態連絡室を設置し、情報収集、連携態勢の確認等、緊急事態対処態勢等に円滑に移行できる態勢とする。
②緊急事態対策本部態勢 (警戒配備又は非常配備態勢に準じた態勢)	(1) 国民保護対策関係部課又は全庁的対応により、緊急事態対策本部を設置し、事態の対処及び情報収集活動等が円滑に実施できる態勢とする。 (2) 事態の推移に応じ、速やかに国民保護対策本部等の態勢に移行しうる態勢とし、具体的な職員の参集範囲は、事態の状況に応じて決定する。
③国民保護対策本部態勢 (災害対策本部に準じた態勢)	1号、2号非常配備とし、市国民保護対策・緊急対処事態対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。各号は、事態の状況に応じて決定する

※ 各態勢に応ずる職員の参集範囲は、市の災害時初動態勢表によるものとする。

イ 事態の状況に応じた初動体制

事態の状況	態勢の判断基準		態勢
事態認定前	事態にかかわる状況に応じ、市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	国民保護関係部課室又は全庁的な対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等）		②
	武力攻撃による災害発生状況に鑑み、災害対策が急務と判断した場合		災害対策本部の設置
事態認定後	市対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		国民保護関係部課室又は全庁的な対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等）	②
	市国民保護対策本部設置通知を受けた場合		③

（３）幹部職員等への連絡手段の確保

防災計画に準じて、市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

（４）幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長等の代替職員については以下のとおりとする。

【市対策本部長及び副本部長の代替職員の順位指定】

名称	指定職	代替職員	
		第１順位	第２順位
本部長	市長	第１順位副市長	第２順位副市長
副本部長	副市長	総務部長	—

（５）職員の服務基準

市は、(2)①～③の態勢ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

（６）交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保等

（７）非常配備態勢における職員の動員構成

防災計画「非常（警戒）配備職員の動員構成表」に準じる。（資料編に掲載）

２ 消防機関の体制

（１）消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、２４時間勤務態勢の状況を踏まえ、石巻市と連携して初動態勢の確立等、必要な体制の整備を図る。

（２）消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、団員の参集基準を定める。

３ 国民の権利利益の救済に係る手続等

（１）国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること。（法第 81 条第 2 項）
	特定物資の保管命令に関すること。（法第 81 条第 3 項）
	土地等の使用に関すること。（法第 82 条）
	応急公用負担に関すること。（法第 113 条第 1 項・5 項）

損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条)	
訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条)	

※ 損失補償項目のうち 8 1 条、8 2 条に係る事項は、県知事の要請により、市が実施することとなった場合

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため並びに武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2章 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備について定める。

1 基本的考え方

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制を活用して、関係機関との連携体制を整備する。この際、国、県、指定公共機関等の連絡先を把握するとともに、関係機関等が作成する国民保護計画並びに国民保護業務計画との整合を図る。

また、個別の課題に関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県との連携

市は、緊急時における情報の収集、警報・避難の指示の通知・伝達及び避難・救援の方法等ならびに国民保護措置の実施の要請等が、円滑に実施できるよう、県と緊密な連携を図る。

(2) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(3) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町との連携を図るとともに、消防機関との緊密な連携による適切な活動の実施を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を把握し、国民保護措置の実施における適切な活動の実施を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業との連携の確保を図る。

5 自主防災組織・ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対し、国民保護措置の周知を図るとともに自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図る。

また、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮するほか、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3章 通信体制の整備

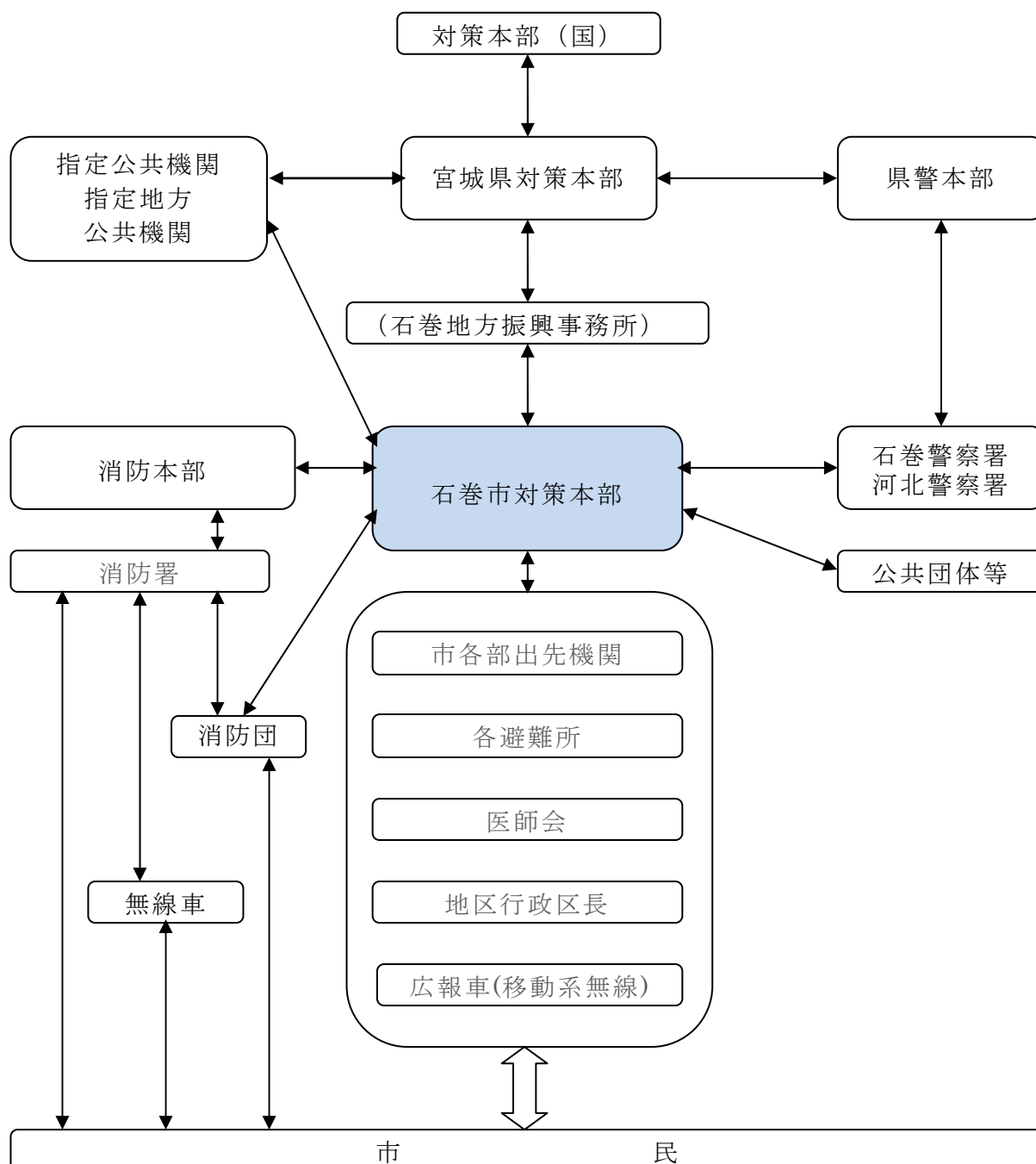
市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、防災計画で整備された通信連絡網を活用する。

また、非常通信体制の整備等により、情報の収集、伝達等の通信を確保する。

1 通信連絡系統

(1) 武力攻撃事態等における通信連絡系統は次のとおり。

通信連絡系統図



2 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施にかかわる非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携を重視する。

3 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化、デジタル化並びに停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用するとともに、以下の事項に留意し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

【非常通信体制の確保に当たっての留意事項】

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が得られない場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に留意し、武力攻撃事態等非常時における関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる。 住民に対しても情報を伝達できるよう体制の整備を図る。

第4章 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報の収集・提供

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施する。

(2) 情報の収集・提供の体制の整備

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時における体制・通信手段を活用するとともに、その運営・管理、整備等を行う。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じた上で、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達は、市防災計画に定める方法によるものとし、市民及び関係団体に事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。その際、民生委員や社会福祉協議会とその役割について協議する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達に必要な同報系その他の防災行政無線のデジタル化や可聴範囲の拡大等の整備を図る。

(3) 関係機関等の通知先及び連絡責任者

武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に係わる指定地方公共機関等の連絡先及び連絡責任者は、資料編に掲げる。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察、との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等（塩釜海上保安部及び石巻海上保安署をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）（資料参照）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 全国瞬時警報システム(J-A L E R T)の整備について

市は現在、国において、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム(J-A L E R T)の開発・整備を進めていることから、その導入状況を踏まえ、必要なシステムの整備等について検討する。

(7) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(8) 民間事業者からの協力の確保

市は、昼間人口の多い地域における民間事業者による、警報内容の伝達及び住民の避難誘導等の実施について、協力を依頼する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、定められた様式（「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」という。））第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式（資料）により、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報について、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民・負傷住民
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所（郵便番号を含む）
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ その他個人を識別するための情報
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 安否情報の解答等についての希望等
 - ア 親族、同居者への解答の希望
 - イ 知人への解答の希望
 - ウ 親族、同居者、知人以外の者への解答又は公表についての同意
- 2 死亡した住民
 - （上記①～⑦に加えて）
 - ⑧ 死亡の日時
 - ⑨ 遺体が安置されている場所
 - ⑩ 連絡先その他必要情報
 - ⑪ 親族、同居者、知人以外の者への安否情報の解答についての同意

（２）安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

（３）安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

（１）情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び県への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、市防災計画に示す報告様式に基づき円滑な報告が実施できるよう、避難施設の管理者等に周知する。

被災情報の報告様式（資料編に掲載）

（２）担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処体制の整備

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設等の必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において収集・整理すべき基礎的資料】

- ① 関係機関等の連絡、調整先
- ② 石巻地域の地図
- ③ 原子力発電所周辺の人口分布等
- ④ ヘリコプター緊急離着陸場
- ⑤ 自主防災組織
- ⑥ 生活関連等施設等
- ⑦ 医療機関
- ⑧ 医薬品等医療資機材の調達先
- ⑨ 避難場所・施設
- ⑩ 避難所に至る経路、道路
- ⑪ 緊急輸送車両等輸送力
- ⑫ 船舶保有状況
- ⑬ 備蓄物資、調達可能物資

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合に

においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成し、避難マニュアルとして定める。

3 救援に関する基本的事項

（１）県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や、県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、県と調整する。

（２）基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

（１）運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路 （路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道 （路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾 （港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）

（２）運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 離島及び住民の孤立が懸念される離島等における留意事項

市は、離島（牡鹿半島を含む）等の住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」（平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知、国政調第169号国土交通省性政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関、自衛隊等との連携協力に努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。

【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】

- ① 島等の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- ② 想定される避難先までの輸送経路
- ③ 島等外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- ④ 島内等にある港湾、空港等までの輸送体制 など

5 避難施設の指定への協力

- (1) 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。
- (2) 市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

- (1) 生活関連等施設の把握等
- 市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。
- また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）（以下、「安全確保の留意点」という。）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。
- (2) 市が管理する公共施設等における警戒
- 市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等においては、必要に応じて、生活関連施設等の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合県警察及び海上保安部等との連携を図る。
- (3) 県警察に対する助言の求め
- 市は、生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、必要な場合には県を通じて、県警察の助言を求める。

第6章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされているため、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第7章 国民保護に関する研修・訓練・啓発

市職員は、研修、訓練を通じて国民保護措置にかかわる知識の習得及び武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があり、また、住民は、被害を最小限にするため、武力攻撃等事態が発生した場合に適切な行動・協力がとれるよう国民保護に関して正しい知識が必要となる。このため国民保護に関する研修・訓練・啓発のあり方について必要な事項を以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

なお、参加の呼びかけに当たっては、強制にわたることがあってはならない。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等を実施して、安全の確保を図る。

3 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態

に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

4 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 事態対処の全体概要及び対処準備

第1 対処の全体概要

武力攻撃事態等が発生した場合の、市が行う国民保護措置を、以下のとおり区分し、各段階における措置を明確にして、関係機関等の連携を確保しつつ、実施することに留意する。

1 事態対処の段階区分

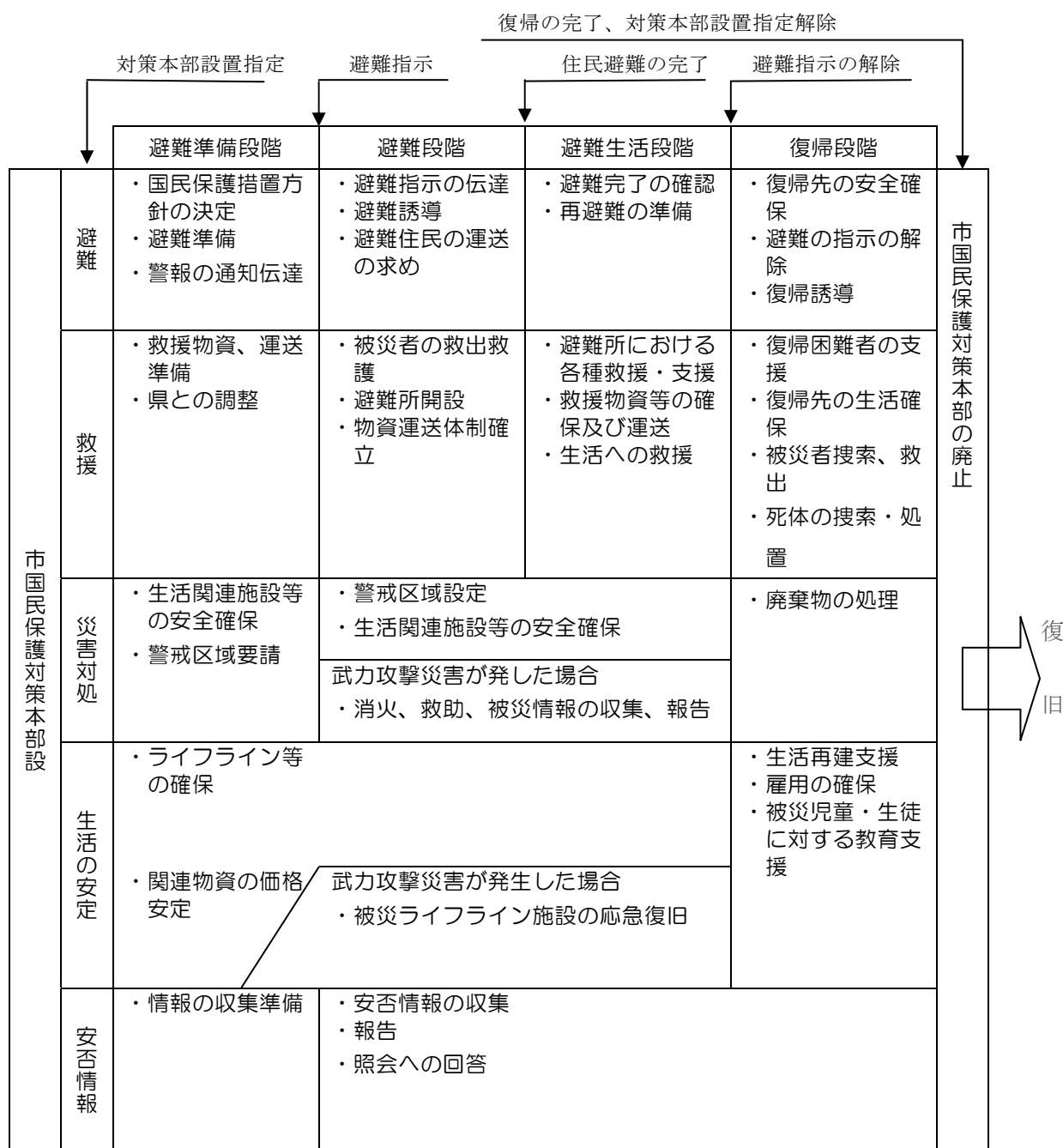
事態対処の段階区分は次のとおり。

措置の段階	区 分
避難準備	武力攻撃事態等が認定され、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受け、市対策本部を設置してから、避難の指示の通知を受けるまでの段階
避難	避難の指示が市に通知されてから、要避難地域の住民が避難を完了するまでの段階
避難生活	住民が避難所において生活する段階
復 帰	避難の指示が解除されてから、避難住民が避難先地域からの復帰を完了するまでの段階
復 旧	避難住民の復帰が完了してから、ライフライン施設等の復旧等、市民生活に関わる復興に取り組む段階

2 突発的に事態が発生した場合

国による事態の認定以前に武力攻撃や大規模テロ等が突発的に発生した場合は、災害対策基本法など既存の法制を活用し、柔軟に対応する。

3 事態対処の各段階に応ずる措置の主な内容

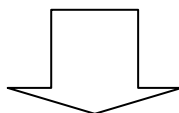


第2 対処の準備

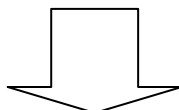
武力攻撃事態等が認定され、内閣総理大臣の対策本部設置の指定を受けて、市長が対策本部を設置してから県による避難の指示を受けるまでの間に実施する事項を示す。

1 対処準備に関わる主要な措置

国（内閣総理大臣）
☆ 対処基本方針の策定（閣議決定） ① 事態認定とその前提となった事実 ② 事態対処に関する全般的な方針 ③ 対処措置に関する重要事項
☆ 武力攻撃事態対策本部を設置（閣議決定）
☆ 国民保護対策本部を設置すべき県及び市の指定（閣議決定）

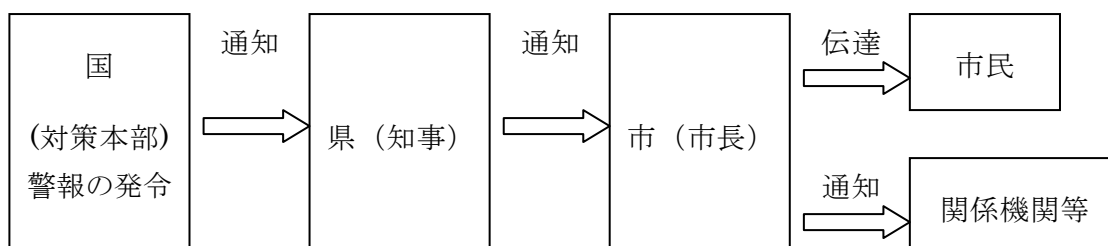


県対策本部の設置（知事）
☆ 県の国民保護措置実施にかかわる準備 ☆ 住民避難、救援の準備、生活関連施設の安全確保等



市対策本部の設置（市長）
☆ 対処体制、関係機関等との連携確立 ☆ 第一回対策本部会議 ・ 保護措置に関する準備事項等の決定 ☆ 住民の避難の指示の準備

警報が発令された場合（速やかに実施）



2 対処準備に関わる関係機関等の役割分担

国民保護措置の発動が予想される段階における各機関等の主な役割は以下のとおり。

機関名	主な役割
県	○ 県対策本部の設置運営 ○ 警報の通知、伝達 ○ 避難の指示、救援等の国民保護措置の実施準備
市	○ 対策本部の設置・運営 ○ 警報の通知・伝達 ○ 避難誘導の準備
消 防	○ 生活関連施設等の指導強化 ○ 警報の伝達 ○ 避難誘導の準備
指定行政機関	○ 国民保護措置の実施準備
指定公共機関	○ 業務計画に基づき国民保護措置の実施準備 ○ 警報の放送（放送事業者） ○ 避難住民、物資の運送準備
指定地方公共機関	○ 業務計画に基づき国民保護措置の実施準備 ○ 警報の放送（放送事業者） ○ 避難住民、物資の運送準備

3 市の住民避難誘導準備

市は、国の対策本部長から避難措置の指示が出される前の段階から、県や関係機関等と情報交換を密にして、避難誘導のための十分な準備を行なう。

特に、警報が発令された場合は、避難の指示が出される可能性が高いことから、速やかに避難の準備を完了する。

- （１）市対策本部の担当者は、市対策本部設置後、直ちに避難に関して平素から収集・整理している資料を市対策本部に準備するとともに、県や関係機関から必要な情報を収集する。

<用意する資料>

情 報	内 容	管理方法等
石巻圏域地図	・市対策本部員が共有して見ることが可能な地図 ・地形の起伏や河川の位置等の地理的な状況が明らかなもの	・国民保護用地図（１／５万） ・広域防災電子地図（GIS）
人 口	・市町村別の人口、世帯数	資料編に収録
輸 送 力	・鉄道、バス、船舶等の運送業者や県及び市の保有する輸送力のデータ	
避難施設	・収容能力や屋内外の別	
関係機関等連絡先	国、県、隣接市町、民間業者等一覧データ	

(2) 避難実施要領の作成準備

ア 避難実施要領の大枠の想定

(ア) 市は、避難が予想される場合、県が行う「避難の指示」の準備段階から、県と綿密に調整し、要避難地域、避難住民数、避難先地域、避難経路、運送手段等の避難に関わる大枠の事項について想定し、これに基づいて必要な準備を進める。

(イ) 市は、概ね次の考え方にに基づき、避難実施要領の大枠を想定する。

- a 国の対処基本方針、県や関係機関等から入手した情報をもとに、事態の類型及び影響範囲を想定する。
- b 予測される事態の類型から、避難の指示までの時間的余裕を考慮し、「避難所等への避難」または「屋内への避難」等の方針を想定する。
- c 避難所等への避難を実施する場合には、住民収容可能数、運送手段等を考慮し、避難先、経路等について具体的に県と調整する。

イ 避難のパターン及び類型に応じた避難上の留意点

別冊「避難実施要領のパターン（避難マニュアル）」参照

(3) 住民輸送の準備

ア 避難施設等への避難は原則として徒歩または公共交通機関とする。

イ 市は、想定する要避難地域、避難先及び住民数等を元に、迅速かつ計画的な運送が図れるよう、関係する指定公共機関等と輸送力やその方法について調整する。

ウ 徒歩や公共交通機関等によることが困難な地域にあっては、県と連携して運送手段を講じる。

エ 運送に伴う交通規制等について県警察と調整する。

(4) 要援護者の把握

市は、要援護者の優先的避難や交通手段の確保のため、想定する要避難地域の要援護者の状況を確認し、避難に際して必要な支援を行うための準備をすすめる。

(5) 避難誘導に関する調整

ア 市は、要避難地域の住民に対し、避難のための準備及び事態の認定の元となった各種情報について、提供する。

イ 消防本部、消防団及び県警察ならびに状況に応じて自衛隊等の関係機関と十分避難誘導に関して調整を実施する。

第2章 事態対処の実施体制

第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市は、市対策本部が設置される前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、それらが脅かされる事態の発生に伴い、また、なんらかの形で攻撃の兆候に関する情報が得られた場合に、関係機関等からの情報収集や連携体制の確保等、また、被害の状況等に応じた対応活動を的確に実施していくことが必要となる。

このため、かかる事態において、迅速に初動体制を確立し、関係機関からの情報等を的確に集約・分析して事態の態様に応じた活動を実施することの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 市対策本部設置前における緊急事態対策本部等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態対策本部等の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合又は事態に関わるなんらかの情報を得た場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態対策本部」又は事態の状況に応じて「緊急事態連絡室」を設置する。

イ 「緊急事態対策本部」は、事態発生に伴う情報の収集、関係機関との連携等、緊急の処置を的確に行えるように、市対策本部に準じた構成とし、市防災計画における、警戒本部又は非常配備態勢の要員をもって組織する。

ウ 「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員（防災計画における警戒準備配備要員に準じた要員とする。）により構成するものとし、市対策本部設置前の情報収集及び関係機関との連携の確保に努める。

エ 「緊急事態対策本部」及び「緊急事態連絡室」は、消防機関及び関係機関等を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、情報に基づき処置した事項に関して、県に報告する。

この場合、緊急事態対策本部等は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信態勢を確保する。

(2) 初動措置

ア 市は、「緊急事態対策本部」等において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく、消防・火災警戒区域の設定あるいは救助・

救急の活動等状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な調整等を行い緊密な連携を図る。

イ 市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

ウ 政府による事態認定がなされた場合において、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定、武力攻撃災害の拡大防止のための事前措置及び対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

ア 「緊急事態対策本部」等を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに関係機関等に通知する。

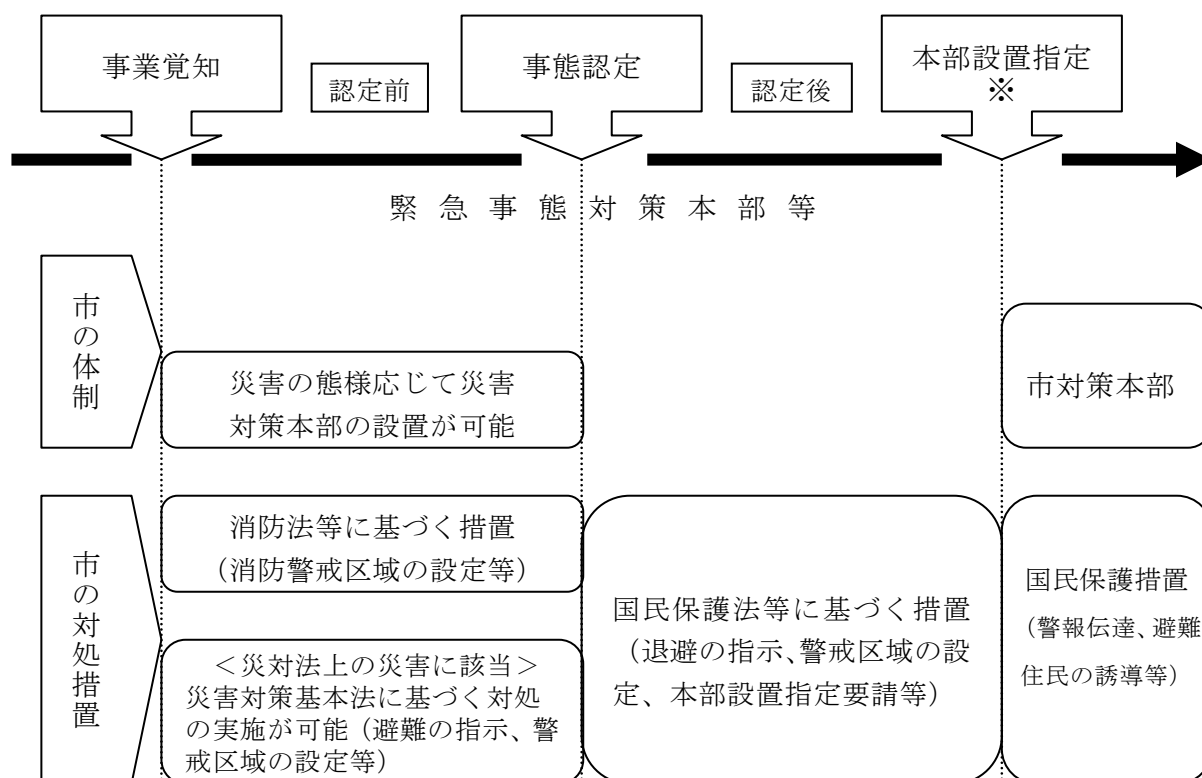
イ 事態の発生に伴う災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、災害対策本部を廃止するとともに、市対策本部の設置前に既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、「緊急事態対策本部等」を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、本市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

初動措置体制等における処置と災害対策基本法との関係概要は次の図のようになる。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態発生状況によりこのタイミングがずれることが考えられる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故とされている。

第2 市対策本部の設置等

市は、武力攻撃事態等において、国からの市対策本部を設置すべき市の指定を受けて、市対策本部を設置し、関係機関等と連携、協力し、住民の避難や救援等の国民保護措置を総合的に推進する。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。事前に「緊急事態対策本部等」を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、防災計画における職員参集のための連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市長室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ下記により指定する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

【市対策本部予備施設】

武力攻撃事態等の状況に応じ、市対策本部として次の施設から指定する。

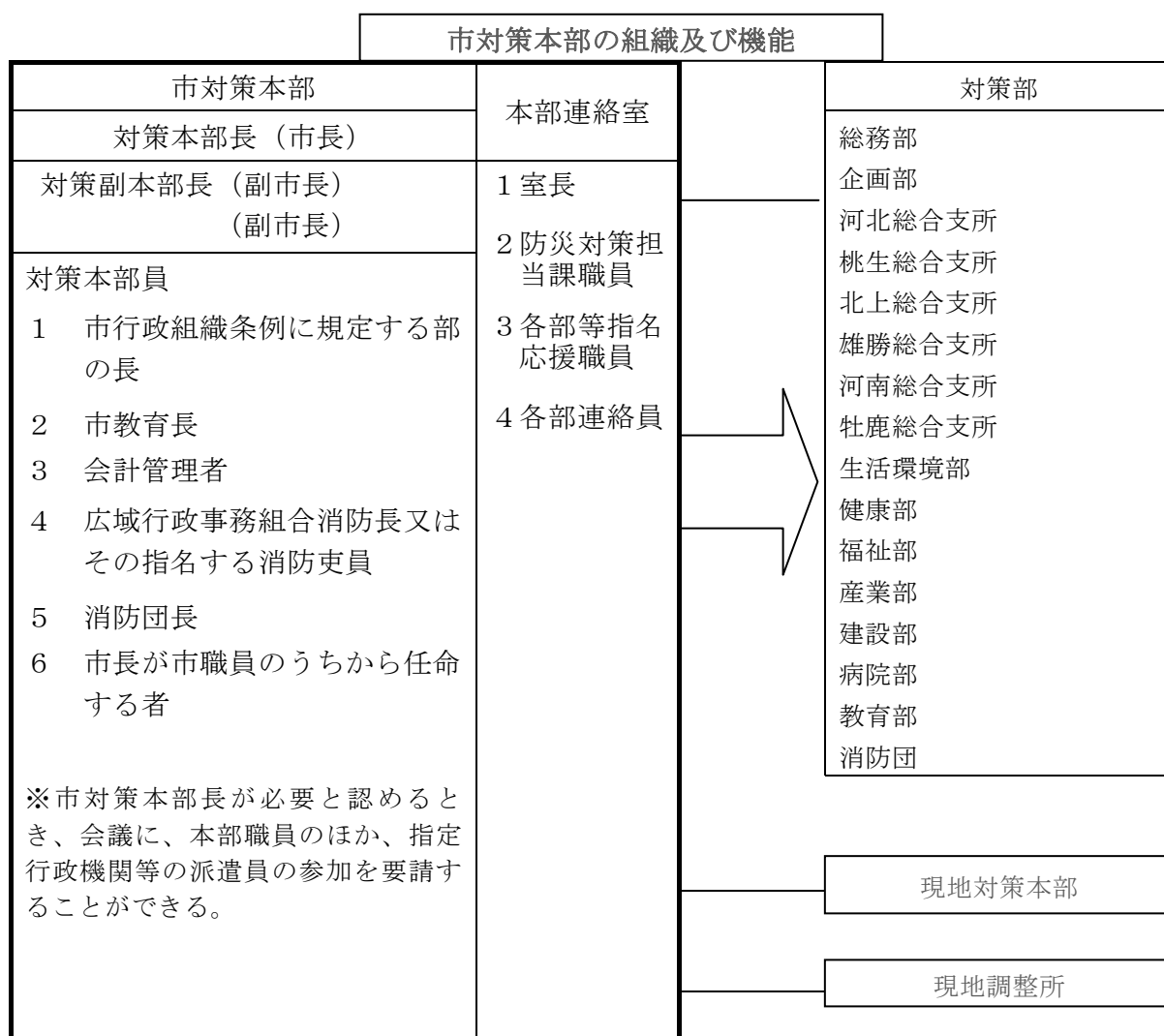
- 広域行政事務組合消防本部
- 石巻市役所総合支所

(2) 市町村対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

ア 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



※ 対策本部における決定内容等を踏まえて、各対策部において措置を実施するものとする（市対策本部には、本部連絡室を設置し、防災対策課長を室長とする各部課室からの指名応援職員及び防災対策担当課職員等により、本部長の補佐、対策本部活動の円滑な実施及び連絡調整を図る。）。

イ 市対策本部の機能

- (ア) 市が実施する国民保護措置の総合的な推進に関すること
- (イ) 国民保護措置の実施に必要な情報の収集に関すること
- (ウ) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること
- (エ) 対策本部の配備態勢の決定に関すること
- (オ) 現地対策本部の運営に関すること
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、市が行う国民保護措置の実施に関し、本部長が必要と認める事項

ウ 本部連絡室の機能

- (ア) 本部長又は副本部長の指示等の伝達に関すること
- (イ) 各対策部の連携に関すること
- (ウ) 被害及び対策活動に関する情報、資料の収集・整理等の実施に関すること
- (エ) 県等関係機関等に対する報告、通報等に関する事項
- (オ) その他連絡室長の命ずる事項

エ 本部長等の主な任務

- (ア) 本部長
 - a 本部会議の開催
 - b 国民保護措置の総合的な推進にかかわる重要事項について、処置方針を決定すること
 - c 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること
- (イ) 副本部長
 - a 本部長が不在又は本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること
 - b 副本部長として国民保護措置等に関する情報を掌握し本部長の補佐を行うこと
- (ウ) 本部員
 - a 国民保護措置に関する情報収集、関係機関等との連絡調整、対策部に対する指導等の実施により、本部長を補佐すること
 - b 各担当対策部の指揮監督に関すること
- (エ) 各対策部における業務
 - 以下に示す各部所掌事務のほか市地域防災計画に示す防災活動体制に関する事項及び対策本部長が命じる事項とする。

各対策部	武力攻撃事態等における業務
総務部	① 市対策本部の設置運営に関すること ② 以下の事項に関する国、県、他市町村等関係機関からの情報収集、整理・集約及び報告に関すること ・武力攻撃事態等に関する情報 ・国、県の国民保護措置に関する情報 ・避難、救援の実施状況 ・武力攻撃災害の状況 ・市民の安否情報 ・その他国民保護措置の実施にかかわる情報 ③ 国民保護措置の実施関係機関に対する連絡、通報等の実施に関すること ④ 警報の伝達、緊急通報の通知、伝達に関すること ⑤ 避難実施要領の作成に関すること ⑥ 自衛隊の部隊の派遣要請に関すること ⑦ 国民保護措置の実施にかかわる財政措置に関すること ⑧ 国民保護にかかわる関係機関等との連携、調整に関すること ⑨ 特殊標章に関すること ⑩ その他各部の活動に関する調整及び武力攻撃災害対処に関すること
企画部	① 政府、国会及び県に対する陳情に関すること ② 視察に対する措置に関すること ③ その他各部の活動に関する調整及び避難誘導の実施に関すること ④ 国民保護措置の実施状況等市対策本部の活動内容の公表等、報道関係機関との連絡調整、記者会見等広報活動に関すること
生活環境部	① 防疫体制に関すること ② 環境衛生の保持に関すること ③ 死体の埋火葬に関すること ④ その他武力攻撃災害の対処及び避難誘導の実施に関すること
福祉部	① 避難所及び避難者の収容に関すること ② 要援護者の支援に関すること ③ 炊き出しに関すること ④ 安否情報の収集に関すること ⑤ その他武力攻撃災害の対処及び避難誘導の実施に関すること
健康部	① 救援に関すること ② 医療対策に関すること ③ その他武力攻撃災害の対処及び避難誘導の実施に関すること
産業部	① 輸送力の確保（市有車両以外）に関すること ② その他武力攻撃災害の対処及び避難誘導の実施に関すること
建設部	① 公共土木施設、公共建築物の被害復旧対策に関すること ② 緊急輸送道路の被害復旧に関すること ③ その他武力攻撃災害の対処及び避難誘導の実施に関すること

病院部	① 関係機関、団体等との連絡調整に関すること ② 入院患者、負傷者の救護に関すること ③ 安否情報の収集に関すること ④ 患者情報の管理に関すること ⑤ その他武力攻撃災害の対処にかかわること
教育部	① 学校教育に関すること ② 児童生徒の避難に関すること ③ その他武力攻撃災害の対処及び避難誘導の実施に関すること
消防団	① 武力攻撃災害の防除に関すること ② 避難誘導に関すること ③ 人命の救助救護に関すること ④ 死体及び行方不明者の捜索に関すること ⑤ 安否情報の収集に関すること ⑥ その他武力攻撃災害の対処及び避難誘導の実施に関すること
総合支所	① 避難指示及び関連情報の市民への伝達に関すること ② 避難・誘導の実施に関すること ③ 避難所の開設に関すること ④ 避難誘導の実施にかかわる現地の関係機関等との調整に関すること。 ⑤ 安否情報の収集に関すること ⑥ 現地市対策本部の受け入れに関すること ⑦ その他武力攻撃災害の対処及び避難誘導の実施に関すること

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、また、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、次のとおり市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、対策本部に、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- (イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- (ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は要員を派遣し）、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、本市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、本市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、本市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにして文書により行う。ただし、事態が切迫し、文書によることができない場合は、口頭または電話により実施し、事後文書により処置する。

- ・ 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考事項

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当する自衛隊宮城地方協力本部長（第一優先連絡先）又は第6師団長（第二優先連絡先）、第4航空団司令を通じて、陸上自衛隊にあつては、当該区域を担当する東北方面総監、海上自衛隊にあつては、当該区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては、当該区域を担当区域とする中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡することとし、以後、速やかに県知事へ報告する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人等をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーによる避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があるため、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態において市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達するとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

(2) 警報の内容の通知

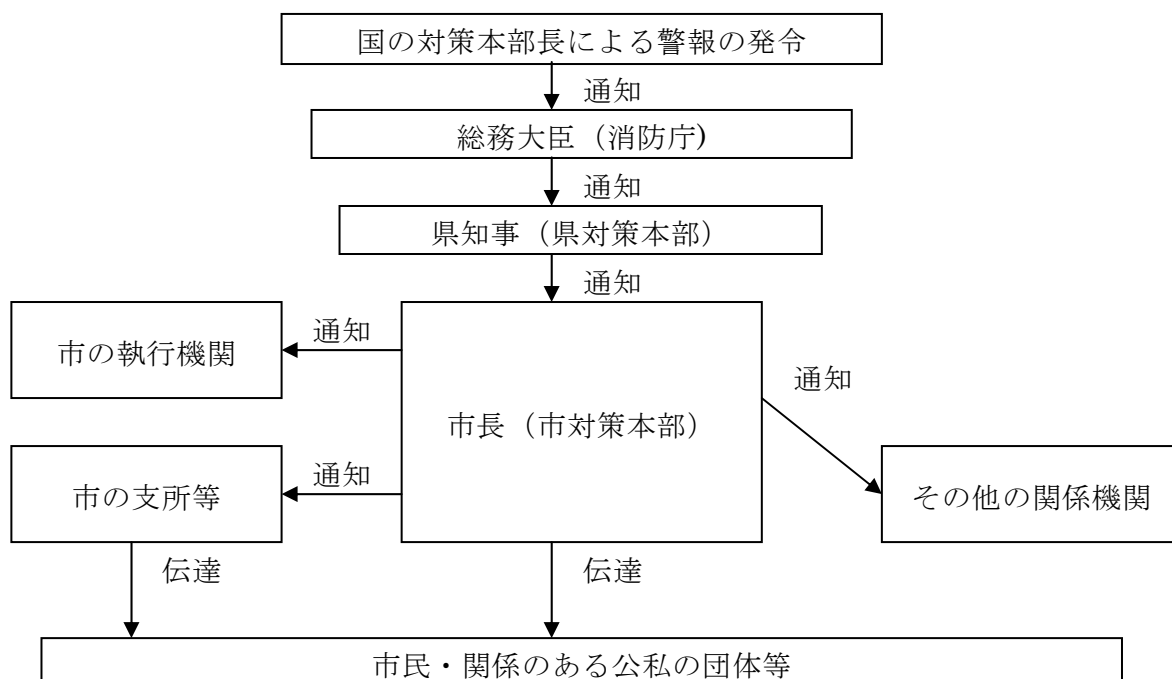
ア 市は、市の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行う。

ウ 警報伝達・通知系統

警報の伝達・通知先の細部は資料に示す。

警報の伝達・通知の流れについては下図のとおり。



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

ウ 全国瞬時警報システム（J－ALERT）を用いた場合の対応

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J－ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、警察官による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

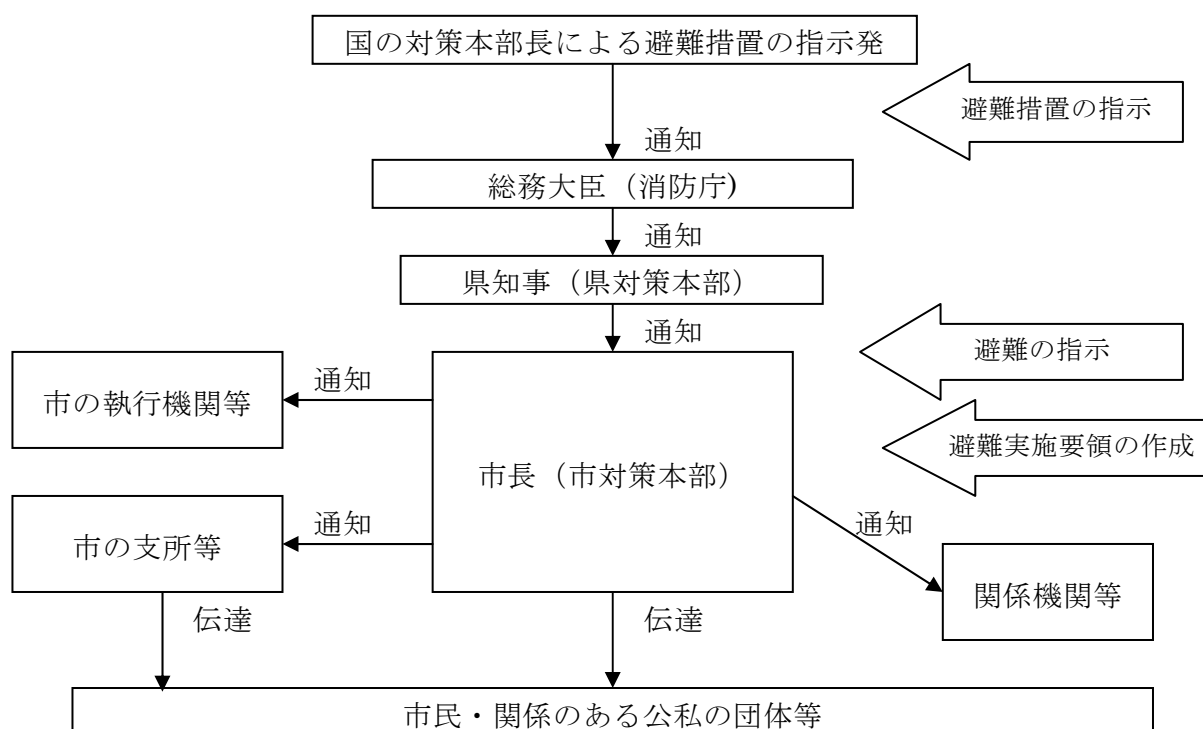
緊急通報の市民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであり、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民に対して迅速に伝達する。
- (3) 避難の指示の流れについては下図のとおり。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、別冊「避難実施要領のパターン（避難マニュアル）」を参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領に定めるべき事項は次のとおり。

【避難実施要領に定めるべき事項（法第61条第2項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項

（２）避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、以下に示す考慮事項に留意して記述することが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることができる。

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

オ 輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合）

（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

カ 要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）

キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

（３）国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

（４）避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、石巻海上保安署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

（１）市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮するとともに、市の区域を管理する消防本部消防長に避難住民の誘導を要請することにより、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

ア 消防本部及び消防署は、市長等の要請により、市長の定める避難実施要領に基づき、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

イ 消防団は、平素から地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

ア 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、石巻海上保安署長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

イ 警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

ウ 誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

ア 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとし、「避難支援プラン」に沿って対応を行う。

イ ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

ア 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

イ 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第5章 救援

市は、知事から避難地先地域における救援の措置の実施について指示があった場合、避難住民及び被災者に対する救援を次により実施する。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

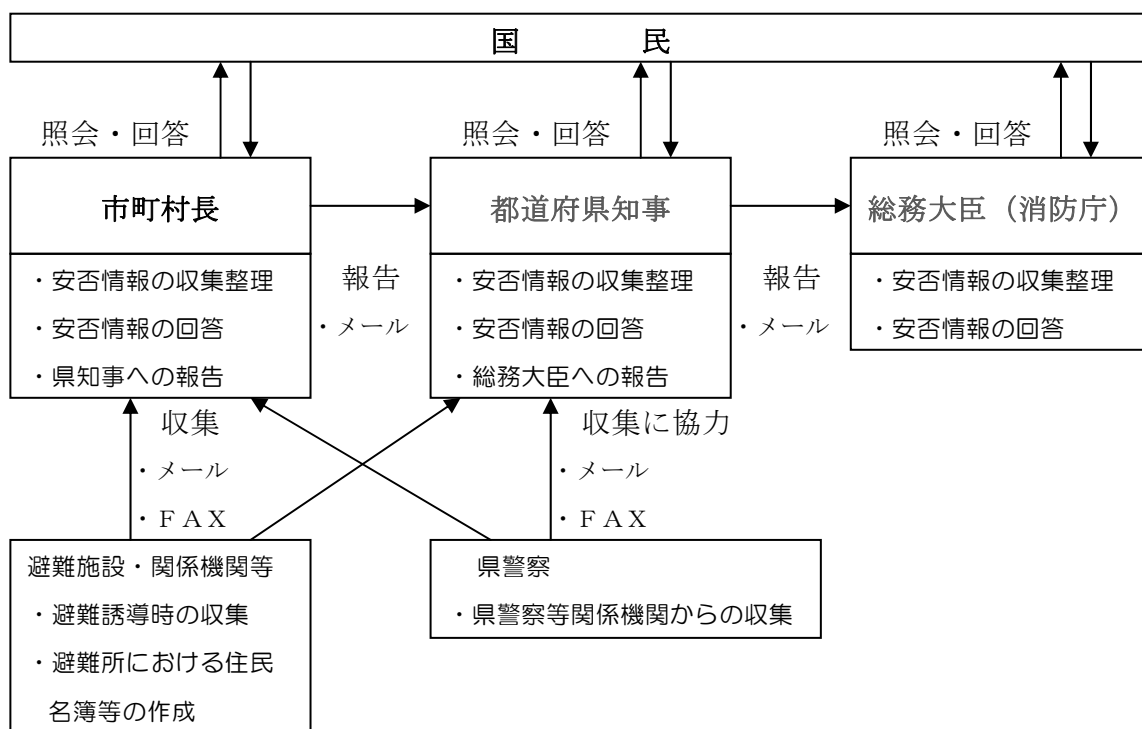
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、国や県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に努める。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を考慮の上、緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを示す概念は、次のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

ア 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

イ 収集項目は、第2編第4章3「安否情報の收集整理及び提供に必要な準備」による。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協

力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底するため安否情報責任者を指定する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、前3項(2)及び(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応や、生活関連等施設等被災時の対処活動等は、安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して必要な事項を以下のとおり定める。

第1 武力攻撃災害対処の基本的事項

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、知事を通じて国の対策本部長から、武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があった場合は当該指示の内容に沿って必要な措置を講ずるほか、自らの判断に基づき、また、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への報告

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に報告する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

- ① 退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市町村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかとまがない場合もあることから、市町村長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

また、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防吏団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

- ① 警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市町村長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。
- ② 警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、

不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

オ 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管する。）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防吏団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき又は消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、消防長を通じて、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長及び水防管理者は、特に現場で活動する消防吏団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、広域行政事務組合を通じて他の市町と共同で管理している生活関連等施設及び生活関連施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置一覧

下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

1号：取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2号：製造、引渡し、貯蔵、異動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3号：所在場所の変更又はその廃棄

下欄の○は、国民保護法第 103 条第 3 項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えられている既存の個別法を意味する。

物質の種類	対 象	措 置		
		1 号	2 号	3 号
消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項の危険物（同法第 9 条の 4 の指定数量以上のものに限る。）	消防本部等所在市（町村）の区域に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市（町村）の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの。	消防法第 12 条の 3	○	○
火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 1 項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命じること。	火薬類取締法第 45 条		
	製造業者、販売業者又は消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄したものに対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			

（２）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害の対処のため、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、区域内所在する原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

（1）市地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（原子力災害対策編）に定められた措置に準じて措置を講ずる。

（2）放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

イ 市長は、消防機関等からの連絡により、原子炉等から放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を、原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を知事及び経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合は、経済産業大臣及び国土交通大臣）に通報する。

ウ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

（3）住民の避難誘導

ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

イ 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

イ 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(5) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

(7) 職員の安全の確保

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動の応急措置について適切な処置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示するとともに警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

（５） 市長及び関係消防組合の長の権限

市長又は関係消防組合の長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3 号	死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
4 号	飲食	・ 廃棄
5 号	建物	・ 立ち入りの制限 ・ 立ち入りの禁止 ・ 封鎖
6 号	場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

市長又は関係消防組合の長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差

し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活のように供する水、死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合に合っては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

（6） 要員の安全の確保

市長又は関係消防組合の長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

3 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

（1）核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ア 医療関係者からなる救護班による緊急医療活動の実施
- イ 内閣総理大臣により緊急被爆医療派遣チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージや汚染・被爆の程度に応じた医療の実施

（2）生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの摂取等の防護措置）
- イ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

（3）化学剤による攻撃の場合の医療活動

- 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、当該情報を、知事に報告することとされているため、その収集及び報告に当たり必要な事項について以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について、市防災計画に示された要領により収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関による機動的な情報収集活動を重視して、消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に実施するため、保健衛生の確保その他の必要事項について以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、廃棄物処理体制を構築し、廃棄物の迅速な処理に努める。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、県と連携しつつ、適切な措置を講じ、水の安定的供給や物価の安定等を図るため、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する次の法令等に基づく措置に協力する。

- （１）生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年7月6日法律第48号）
- （２）国民生活安定緊急措置法（昭和48年12月22日法律第121号）
- （３）物価統制令（昭和21年3月3日勅令第118号）

2 避難住民等の生活安定等

- （１）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

- （２）公的徴収金の減免等

市は、住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

- （３）生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金について、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施について、県と協力して対応を検討するとともに、相談窓口を設けて対応に当たるものとする。

3 生活基盤等の確保

- （１）市による生活基盤の確保

ア 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

イ 公共的施設の適切な管理

道路及び漁港等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

(2) 関係機関との連携

市は、電気・ガス等のライフライン事業及び道路管理事業、運送事業並びに医療にかかわる指定公共機関等が、それぞれの国民保護業務計画に基づいて実施する生活基盤確保に必要な措置や、その他の関係機関等と密接に連携して、生活基盤の確保を図る。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の適切な管理等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 特殊標章等の意義等

（１）意義

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

（２）特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

（３）特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 市長

市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う次の者

（ア）消防団長及び消防団員

- (イ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- (ア) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

- (ア) 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(4) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生した場合は、一時的な補修など応急の復旧のための必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

市は、武力攻撃災害が発生した場合、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を、優先的に確保するために必要な応急の復旧措置が講じられるよう、必要に応じ、県の総合調整の実施について要請する。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

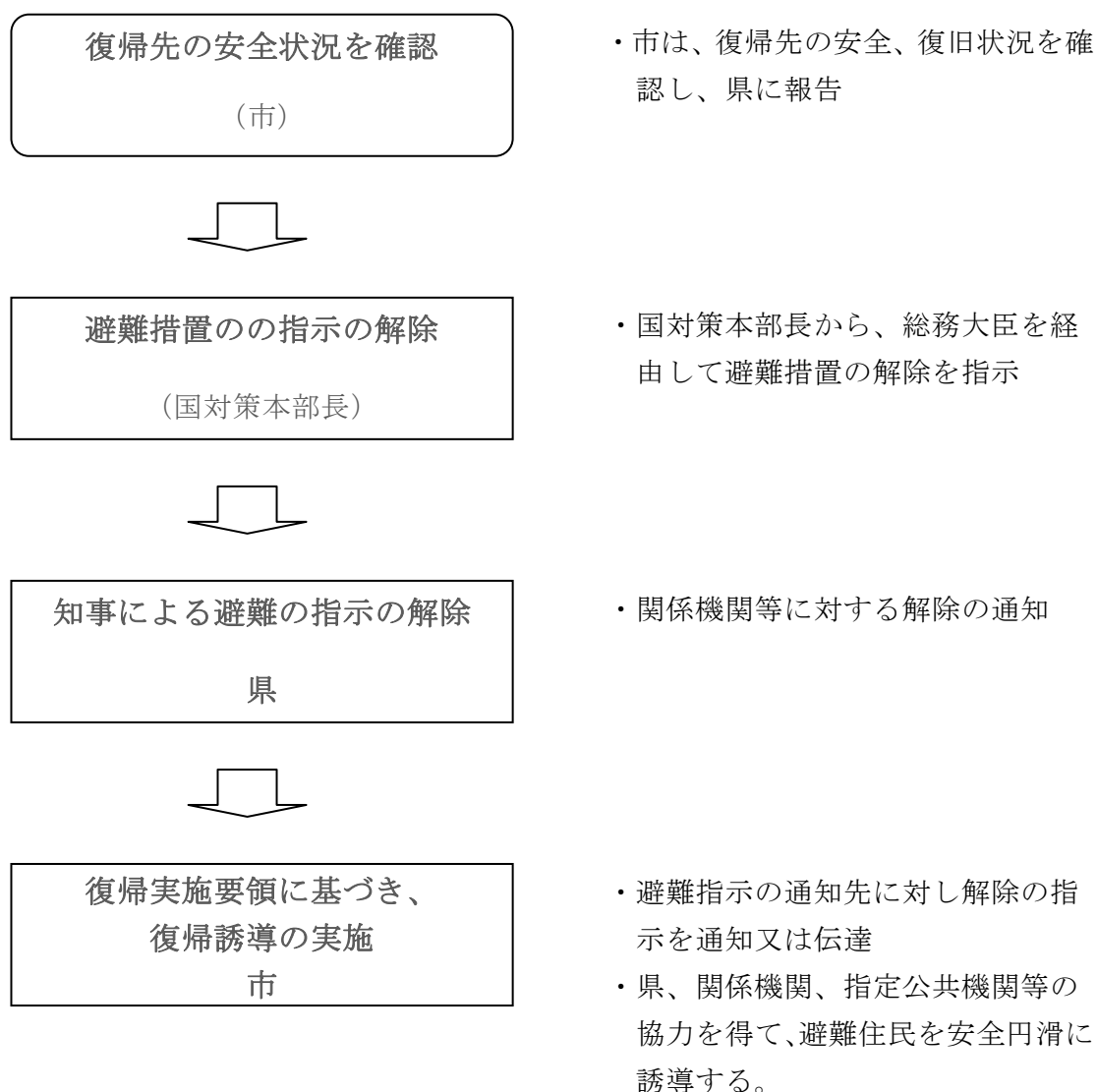
ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第4章 避難住民の復帰

市は、国の対策本部長による避難措置の指示の解除に先立ち、要避難地域の安全、復旧状況等の確認を行うとともに、県、及び関係機関等と連携、協力して避難住民の円滑な復帰、誘導に関わる要領を作成する。

1 避難の指示解除の基本的な考え方

(1) 避難指示解除の基本的手順



(2) 避難住民の復帰、誘導の実施

市は、住民の円滑な復帰、誘導を行うため、県に、避難住民の運送手段等について調整しつつ、復帰実施要領を作成し、必要に応じ関係機関等と協力して、避難住民を安全に復帰先へ誘導する。

2 復帰住民の救援に関する措置

(1) 救援に関する措置

ア 市は、避難の指示の解除後も住宅の破壊等により復帰できない住民に対し、引き続き避難所における救援等を実施する。

イ 武力攻撃災害により、住宅が全壊等のため居住する家屋がなく、自らの資力で住宅を早急に得ることができない住民に対して、応急仮設住宅等の供給など、必要な措置を行う。

(2) 相談窓口の設置

市は、武力攻撃災害により、復帰後の生活等に関して困難が生じた住民の支援に関わる相談窓口を設置して、生活再建のための支援を行う。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

緊急対処事態の場合の読み替え

武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
市国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
市国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

石 巻 市 国 民 保 護 計 画

平成 1 9 年 3 月

改定 平成 1 9 年 4 月

平成 2 2 年 1 1 月

編集・発行

石巻市総務部防災対策課

〒 9 8 6 - 8 5 0 1

宮城県石巻市穀町 1 4 番 1 号

TEL 0 2 2 5 - 9 5 - 1 1 1 1

FAX 0 2 2 5 - 9 4 - 8 6 8 1
